

社会福祉法人稚内木馬館指定特定相談支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、障害者総合福祉法及び障害者総合福祉法基準の規定に基づき、社会福祉法人稚内木馬館（以下「法人」という。）が設置する指定特定相談支援事業所において実施する指定計画相談支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、障害者に対し、適正な福祉サービス等の利用を提供することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者総合福祉法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいう。
- (2) 障害者総合福祉法基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）をいう。
- (3) 指定計画相談支援 障害者総合福祉法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。
- (4) 障害者 障害者総合福祉法第4条第1項に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者のうち18歳以上である者をいう。
- (5) 障害者等 障害者及びその家族をいう。
- (6) 福祉サービス等 保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスをいう。
- (7) 利用者 指定計画相談支援を利用する障害者をいう。
- (8) 利用者等 利用者及びその家族をいう。
- (9) サービス事業者 障害福祉サービス事業を行う者をいう。
- (10) 障害福祉サービス事業 障害者総合福祉法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業をいう。

(名称及び所在地)

第3条 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援センター木馬館

(2) 所在地 稚内市萩見4丁目11番6号

(運営の方針)

第4条 相談支援センター木馬館（以下「事業所」という。）は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行うものとする。

2 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

3 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

4 事業所は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

5 事業所は、市町村、他のサービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

6 事業所は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

7 事業所は、前各項に規定するもののほか、障害者総合福祉法、障害者総合福祉法基準、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定計画相談支援の事業内容)

第5条 事業所で行う指定計画相談支援の事業内容は、次のとおりとする。

(1) 基本相談支援

ア 障害者等からの相談

イ 障害者等への情報の提供及び助言

ウ 市町村、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整

(2) 計画相談支援

ア サービス等利用計画案の作成

イ サービス等利用計画の作成

ウ サービス等利用計画の変更

エ 新たな支給決定等に係る申請の勧奨

(職員の配置)

第6条 法人は、事業の実施に当たり、次に掲げる職員を事業所に配置する。

(1) 管理者 1人

(2) 相談支援専門員 1人以上

(職員の職務内容)

第7条 管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事業所及び所属職員の管理
- (2) 利用の申込みに係る最終調整
- (3) 業務の実施状況の把握
- (4) 事業の実施に関し所属職員に対し、遵守させるために必要な指揮命令

2 相談支援専門員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 障害者等からの相談
- (2) 障害者等への情報の提供及び助言
- (3) 市町村、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整
- (4) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成
- (5) サービス等利用計画の変更
- (6) 新たな支給決定等に係る申請の勧奨

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第8条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日は、除くものとする。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

イ 1月2日から1月4日まで並びに12月30日及び12月31日

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるときは、理事長の承認を得て、営業日、営業時間又はサービス提供時間を変更することができる。

(事業の提供方法)

第9条 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に説明し、同意を得るものとする。

(利用者等から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、法定代理受領を行わない事業を提供した場合は、利用者等から障害者総合福祉法第51条の17第2項の規定により算定された費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり140円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、利用者等に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、稚内市の全域とする。

(虐待等の防止に関する事項)

第12条 事業所は、職員に対し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、別に定める職員倫理規程の遵守を徹底させなければならない。

(緊急時における対応方法)

第13条 職員は、事業の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、協力医療機関又は利用者等から提示された緊急連絡先に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 病状、ケガ等が重度の場合又は原因等が特定できない場合については、速やかに救急隊の出動を要請するものとする。
- 3 法人の過失により利用者の身体又は財物に損害を与えたとき、若しくは人格権を侵害したときは、利用者及び利用契約者に対し、誠意を持って対応するとともに、法人が加入する賠償責任保険の範囲内で保障するものとする。

(衛生管理及び職員の健康管理)

第14条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、職員に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、別に定める個人情報保護規程、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。職員でなく

なった後においても、同様とする。

- 3 事業所は、ケース検討委員会等において、利用者等に関する個人情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(苦情の対応)

第16条 事業所は、提供した事業に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別に定める苦情対応規程に基づき、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、職員の資質向上及び事業所におけるケアの専門性の向上を図るため、研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、社会福祉法人稚内木馬館文書管理規程により保存するものとする。

- 4 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は、法人の理事会がこれを定めるものとする。

附 則 (平成24年11月20日第4回理事会決定)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。